

議案第 137 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成16年伊賀市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条中第30号を第31号とし、第5号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 上野運動公園多目的グラウンド 伊賀市小田町393番地

第3条中「前条第20号及び第22号から第24号まで」を「前条第21号及び第23号から第25号までに掲げる施設」に、「同条中第1号から第19号まで、第21号及び第25号から第30号まで」を「同条第1号から第20号まで、第22号及び第26号から第31号までに掲げる施設」に改める。

第4条各号中「伊賀市体育施設」を「当該指定管理者に係る指定管理施設」に改める。

第9条中「施設」を「体育施設」に改める。

別表第1伊賀市体育施設使用時間上野運動公園テニスコートの項の次に次のように加える。

上野運動公園多目的グラウンド	午前6時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
----------------	--------------	--------------

別表第3上野運動公園テニスコートの項の次に次のように加える。

上野運動公園 多目的グラウ	グ ラ	上野運動公園多目的グラウ	1時間	中学生以下	210
		ンドのみの利用		一般	410

ンド	ウ ン ド	上野運動公園野球場又は上	1時間	中学生以下	110
		野運動公園競技場と併用		一般	210

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第2条第5号に規定する体育施設（以下「上野運動公園多目的グラウンド」という。）に係る改正後の第3条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為、上野運動公園多目的グラウンドの使用に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(指定管理者の指定の特例)

- 3 上野運動公園多目的グラウンドの指定管理者を初めて指定する場合の指定の期間は、伊賀市体育施設条例第5条の規定にかかわらず、同条中「5年間」とあるのは、「4年間」とする。